



平成 27 年 5 月 26 日

各 位

会社名 株式会社丸和運輸機関
代表者名 代表取締役社長 和佐見 勝
(コード番号：9090 東証第一部)
問合せ先 取締役執行役員管理統括本部副本部長
兼総合企画本部長 河田 和美
(TEL. 048-991-1000)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 26 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 42 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、責任限定契約を締結できる役員の範囲が変更されたことに伴い、当社の取締役(業務執行取締役等であるものを除く)及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第 28 条及び第 38 条の規定を一部変更するものであります。なお、定款第 28 条変更案につきましては、監査役全員の同意を得ております。
- (2) 平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、補欠監査役の予選に関する規定の項数が変更されておりますので、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙とおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 26 日(金曜日)
定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 26 日(金曜日)

以上

別紙

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1条 ～ 第27条 (条文省略)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する責任の限度額とする。</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 当社は、会社法第329条第2項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>4 (条文省略)</p> <p>第31条 ～ 第37条 (条文省略)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する責任の限度額とする。</p> <p>第39条 ～ 第46条 (条文省略)</p>	<p>第1条 ～ 第27条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役 (業務執行取締役等であるものを除く)</u>との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する責任の限度額とする。</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>4 (現行どおり)</p> <p>第31条 ～ 第37条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する責任の限度額とする。</p> <p>第39条 ～ 第46条 (現行どおり)</p>